

[別紙1]

## 鳥取県本社機能移転等による移住者支援補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (事業開始の20日前まで。)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始 → 着手届不要

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了 → 完了届不要

※事業の完了とは： 奨励対象者に対する額の確定が全て完了した日

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は4月20日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

### 6. 補助金の額の確定通知到着

○実績報告書の審査(必要に応じて現地調査)を行い、適正であると認めるときは、補助金の額を通知します。

### ◎補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先

輝く鳥取創造本部 とっとり暮らし推進局 人口減少社会対策課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話：0857-26-7652 ファクシミリ：0857-26-8742  
電子メール：jinkoutaisaku@pref.tottori.lg.jp